第一地域	第二地域	第三地域
77.5-78	アマチュア アマチュア衛星 無線標定 5.559B 電波天文 宇宙研究（宇宙から地球） 5.149	
…		

追　5.559B　無線標定業務による77.5-78GHzの周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版のITU-R勧告M.2057に規定する。第4.10号の規定は適用しない。

改　5.562D　付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz及び173.3-174GHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。

第９条　他の主管庁との調整の実施又は同意を得るための手続[1、2、3、4、5、6、7、8、8bis]

改　[4] A.9.4　決議第49(WRC-15、改)又は決議第552(WRC-15、改)も、その規定に従う衛星通信網及び衛星通信系に対して適宜適用される。

第Ⅰ節　－　衛星通信網又は衛星通信系に関する情報の事前公表

通　則

改　9.1　下記第９条第Ⅱ節の調整手続に従わない衛星通信網又は衛星通信系のための周波数割当てに関して、第11条に基づく行為を開始するに先立ち、主管庁又は特定の主管庁の集団を代表する主管庁[9]は、当該通信網又は通信系の使用開始予定日の７年前からなるべく２年前までに、国際周波数情報回章（IFIC）の事前公表のために当該通信網又は通信系の一般的記述を無線通信局に送付する（第11.44号も参照）。この目的のために提供されるべき特性は、付録第４号に掲げる。通告情報も併せて無線通信局に送付することができるが、事前公表情報の公表の日から６か月後に無線通信局に受領されたものとする。

追　9.1A　無線通信局は、第9.30号の規定に基づき送付された完全な情報を受領したら、衛星調整の基本的な衛星通信網の特性を用いて、IFIC特別節における事前公表資料において衛星通信網及び衛星通信系の一般的特性を公表することとする。この目的のために公表される特性を付録第４号に掲げる。

改　9.2　第9.1号の規定に基づいて送付された情報の改正についても、それが確定次第、可能な限り速やかに無線通信局に送付する。追加の周波数帯の使用又は静止衛星軌道の宇宙局の軌道位置の変更、参照宇宙局本体の変更、若しくは非静止衛星軌道の宇宙局の送信方向の変更は、第９条第Ⅱ節の調整手続に従わない非静止宇宙局と静止宇宙局の衛星間通信の回線の使用と同様に、事前公表手続を適用することが要求される。

追　9.2C　周波数帯の追加又は静止衛星軌道の宇宙局の軌道位置の変更を含む調整情報の変更には、第9.1A号の手続の適用が必要となる。

削　　第IB節　－　第Ⅱ節に基づく調整手続に従う衛星通信網又は衛星通信系に関する情報の事前公表

削　9.5B

削　[11] 9.5B,1

削　9.5C

削　9.5D

第Ⅱ節　－　調整手続[12、13]

第ⅡB節　－　調整要請の受領通知

改　9.47　無線通信局が第9.46号に基づく措置の後30日以内に受領通知を得られない場合、無線通信局は、直ちに督促状を送り、回答期間としてさらに15日間を猶予する。それでも15日以内に受領通知が得られない場合には、受領通知を怠っている主管庁は次の事項を認めたものとみなされる。

第ⅡC節　－　調整要請に関する措置

改　9.50　第9.7号から第9.21号までに基づいて調整の要請を受けた主管庁又は第9.41号に基づく措置の後、手続に含められた主管庁は、付録第５号[24、追24bis]に従って識別される自国の割当て[23]に対し、又は場合により、自国の割当てにより、生ずる混信問題について速やかに検討する。

追　[24bis]　9.50.3　第9.52.1号も参照

改　9.52　主管庁は、第9.50号に基づく措置の結果、調整に同意できない場合、第9.38号に基づくIFICの公表日又は第9.29号に基づく調整資料の送付日から４か月以内に、自国の不同意[追24ter]を要請主管庁に対し通知し、同時に不同意の根拠となった自国の割当てに関する情報を提供する。また、問題の満足な解決のために必要な示唆を提供する。当該写しの１部を無線通信局にも送付する。当該情報が地球局の調整区域内の地上局又は逆方向に送信する地球局に係る場合は、既存の、又は地上局に対して次の３か月以内又は地球局に対しては３年以内に使用が開始される無線局に関係している情報のみが第11.2号又は第11.9号までに基づく通告として扱われる。

追　[24ter]　9.52.1　第９条第Ⅱ節の調整手続に従わない自国の既存の、又は計画された衛星通信網又は衛星通信系に許容できない混信が生じるおそれのある主管庁は、調整を要する主管庁に意見を送付することができる。その意見の写しは無線通信局にも送付する。ただし、このような意見は、それ自体が第9.52号に基づく不同意とはならない。その後、両主管庁は、いずれかの主管庁が無線通信局に援助要請した場合には無線通信局の援助を受け、協調して当該問題を解決するよう努め、かつ、利用可能な追加の関連情報を交換することとする。

第ⅡD節　－　調整要請に対する無回答、無意思表示、不同意の場合の措置

改　9.62　関連主管庁が、第9.61号に基づく無線通信局の措置後30日以内に返答できない場合、無線通信局は、直ちに督促状を送り、回答期間としてさらに15日間を猶予する。無線通信局が督促状を送った後、それでも15日以内に当該主管庁からの回答がない場合には、第9.48号及び第9.49号を適用する。

第11条　周波数割当ての通告及び登録[1、2、3、4、5、6、7、7bis]

改　[2] A.11.2　決議第49(WRC-15、改)又は決議第552(WRC-15、改)も、その規定に従う衛星通信網及び衛星通信系に対して適宜適用される。

第Ⅱ節　－　通告の審査及び周波数割当ての登録原簿への記録

改　11.32A　c)第9.7号、第9.7A号、第9.7B号、第9.11号、第9.12号、第9.12A号、第9.13号又は第9.14号に基づく調整のための手続が満足に完了していない旨を通告主管庁が表明する場合、第11.36号及び第11.37号若しくは第11.38号の適切な規定に基づき可とする判定を持つ割当て、第11.41号の適用により記録される割当て、若しくは第9.38号又は第9.58号に基づき公表されているがま